

第四 1953年の「らい予防法」

賀川もまた、「政府のにとって参りました施策」、すなわち絶対隔離政策を「非常に立派なもの」と評価し、今後の運動に期待しているが、ここで賀川は、今後の運動を「民間」の運動と認識していることに注目したい。

たしかに、財界をはじめ広く国民から募金を集めるという形式で藤楓協会は設立された。しかし、募金委員会の顧問には首相吉田茂以下、前厚生大臣黒川武雄、元厚生大臣広瀬久忠、建設大臣高橋龍太郎、宮内庁長官田島道治、衆議院議長林義朗、参議院議長佐藤尚武らが名を連ね、常務理事には厚生省公衆衛生局長山口正義、元厚生次官児玉政介、前厚生事務次官葛西嘉資、元厚生省予防局長高野六郎らが就いている。純粋な民間運動と言うことはできない。

また、藤楓協会も「名実共に純然たる民間団体」と自負しているが（『発刊のこぼし』、『藤楓協会だより』1号）、理事長に高野六郎、常務理事に元厚生省予防局長浜野規矩雄を配し、理事には山口正義、児玉政介、元内務次官赤木朝治、元厚生省衛生局長勝俣稔らを配している。厚生省の現職官僚、元官僚らが役員を務めていて、「純然たる民間団体」とは言うことはできない。

さらに、藤楓協会の府県支部を見ても、1953（昭和28）年段階では、熊本県支部・愛知県支部の支部長は知事、副支部長は県衛生部長、常務理事は県予防課長、宮崎県支部の支部長は知事、副支部長は県衛生部長と県民生労働部長、常務理事は県予防課長、大阪府支部の支部長は知事、副支部長は副知事、常務理事は府衛生部長、福井県支部の支部長は知事、副支部長は副知事と県社会福祉協会長、理事長は県衛生部長、常務理事は県予防課長となっている。これを見ても、「純然たる民間団体」の構成ではない。

このように、藤楓協会は、その誕生から厚生省と一体の関係にあったのである。皇室の「仁慈」を強調することにより、全患協の運動を抑制し、「純然たる民間団体」を装って、「文化国家」に反するハンセン病患者の絶滅を目指し、隔離強化という国策を支持する世論を喚起したのである。

3. 厚生省の方針を支持

厚生労働省所蔵の「昭和二十八年三月十五日 らい予防法案関係一件綴」のなかに厚生省の野紙2枚に記されたメモが収められている。内容から厚生省が「癩予防法」の改正法案を作成していた1953（昭和28）年2月頃に、厚生省が藤楓協会に改正法案を示し、意見を聴取した際のメモと推定される。意見を求められているのは、西野、勝俣、高野、濱野、下村の4名で、勝俣は勝俣稔、高野は高野六郎、濱野は濱野規矩雄で歴代の厚生省予防局長、下村は下村宏（海南）と推測できる。下村は藤楓協会会長、高野は同理事長、濱野は常務理事である。こうしたことから、このメモは厚生省が藤楓協会幹部に改正法案についての意見を聴取した際のもものと推定できる。そこで、患者の収容について、濱野は「気持は完全収容」、高野も「完全収容のつもりでやれ」と述べ、患者への懲戒については、高野は「駐在所の駐在にすればよい」、濱野は「職員的一名位を警察官にする」と述べている。断片的なメモではあるが、これらの記述にもとづけば、高野、濱野は強制収容と懲戒検束規定を肯定していると判断できる。

1954（昭和29）年1月に藤楓協会は『らい予防法の改正について』を発行する。そこには「かりに改正された、らい予防法に問題が残ったとしても、それは将来いろいろな問題との関連において、